

7. 養育費保証契約（自治体モデル）（補助金上限 5 万円）

補助内容

本市と協定している事業者と 1 年以上の養育費保証契約を締結した際の初回保証料（更新分を除く）を補助します。

対象経費

- 初回の保証料（更新時に支払う保証料を除く）として本人が負担する費用

対象者（以下すべてに該当）

- 養育費の取決めに係る債務名義を有している者
- 市内に住所を有し、現に居住している者
- 事業者と 1 年以上の養育費保証契約を締結している者
- 市税の滞納がない者

申請書に添付する書類

- 養育費の取決めに係る文書（公正証書（強制執行認諾約款付きのものに限る。）、調停調書又は審判書の正本）
- その他市長が必要と認める書類

基準日

- 事業者と養育費保証契約を締結したとき
-